

総合型選抜 学校推薦型選抜 Q & A ①

Q	A
総合型選抜と学校推薦型選抜の両方を出願することはできますか？	多くの大学、専門学校で、総合型選抜の合否の発表後に学校推薦型選抜の出願になります。よって、総合型選抜を受験し、合否の結果次第で学校推薦型選抜を出願する流れを多くの受験生が準備していくことになります。
総合型選抜の結果が出てから、学校推薦型選抜の出願準備をして間に合うのでしょうか？	多くの大学、専門学校の総合型選抜の合否の結果が11月1日に発表され、その数日後(早いところでは11月1日から)には学校推薦型選抜の出願がスタートし、×切期間も短いため、総合型選抜の受験が終わり次第、学校推薦型選抜の出願準備に取り掛からないと出願に間に合わない可能性があります。
総合型選抜と学校推薦型選抜で違う大学・専門学校や同じ大学・専門学校でも学部・学科・コースを変えて出願してもよいのでしょうか？	総合型選抜と学校推薦型選抜で大学・専門学校を変えて出願することは可能です。ただし、出願先が異なるので、出願準備(特に学校推薦型選抜で志望理由書などの文章を推敲しないといけないものを作成するものがある場合)が大変難儀をすることになることは理解の上で、違う大学・専門学校への出願を行うようにしてください。基本はお勧めしません。
総合型選抜や学校推薦型選抜での合格を辞退して、違う大学・専門学校を受験することはできますか？	多くの大学・専門学校の総合型選抜や学校推薦型選抜は【専願(合格したら辞退できない)】が多いです。そのため、合格後は入学前提で、出願を検討してください。まれに【併願(合格しても辞退できる)】の総合型選抜があるので、各大学・専門学校の入学者選抜要項などを確認してください。(過去、総合型選抜で併願可の大学に合格し、本命の大学に学校推薦型選抜で合格した人もいます)
校内手続きの「総合型選抜受験届け(ブルーの紙)」「推薦願い(ピンクの紙)」を提出後、出願先を変えることはできますか？	基本的には「総合型選抜受験届け(ブルーの紙)」「推薦願い(ピンクの紙)」提出後は、出願先を変えないでください。そのため、提出は慎重に行いましょう。校内手続き後、担任の先生は、調査書の作成、推薦書の作成など、ものすごく時間を要するものを作成することになりますので、すぐ迷惑をかけることになります。